

東日本大震災津波復興特別委員会会議記録

東日本大震災津波復興特別委員会委員長 佐々木 大和

1 日時

平成 27 年 6 月 25 日（木曜日）

午後 1 時 21 分開会、午後 2 時 44 分散会

2 場所

特別委員会室

3 出席委員

佐々木大和委員長、岩淵誠副委員長、柳村岩見委員、樋下正信委員、工藤勝子委員、嵯峨壱朗委員、岩崎友一委員、高橋孝眞委員、佐々木茂光委員、福井せいじ委員、城内愛彦委員、神崎浩之委員、伊藤勢至委員、及川幸子委員、佐々木順一委員、工藤大輔委員、喜多正敏委員、郷右近浩委員、後藤完委員、名須川晋委員、渡辺幸貫委員、佐々木博委員、飯澤匡委員、大宮惇幸委員、小田島峰雄委員、及川あつし委員、工藤勝博委員、佐々木努委員、田村誠委員、高橋元委員、小野共委員、高橋但馬委員、軽石義則委員、佐々木朋和委員、小西和子委員、久保孝喜委員、木村幸弘委員、斉藤信委員、高田一郎委員、五日市王委員、清水恭一委員、小野寺好委員、吉田敬子委員

4 欠席委員

なし

5 事務局職員

熊谷事務局次長、菊池議事調査課総括課長、稲葉政策調査課長、和川主任主査、引屋敷主査、遠藤主任、木村主任

6 説明のために出席した者

中村復興局長、大友復興局副局长、高橋復興局副局长、石川復興局復興推進課総括課長、田村復興局まちづくり再生課総括課長、高橋復興局産業再生課総括課長、小笠原復興局生活再建課総括課長、森政策地域部政策推進室調整監、佐藤政策地域部市町村課総括課長、佐々木政策地域部地域振興室交通課長、小野寺環境生活部環境生活企画室企画課長、小川保健福祉部保健福祉企画室企画課長、鈴木商工労働観光部商工企画室企画課長、高橋商工労働観光部経営支援課総括課長、高橋商工労働観光部雇用対策・労働室特命参事兼雇用対策課長、中村農林水産部農林水産企画室企画課長、五日市農林水産部水産担当技監兼水産振興課総括課長、藤本農林水産部漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長、

小原県土整備部県土整備企画室企画課長、桐野県土整備部建設技術振興課総括課長、
遠藤県土整備部道路建設課総括課長、八重樫県土整備部河川課総括課長、
千葉県土整備部都市計画課総括課長、勝又県土整備部建築住宅課総括課長、
千葉県土整備部港湾課総括課長、小原医療局経営管理課総括課長、
菊池教育委員会事務局教育企画室特命参事兼企画課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

- (1) 東日本大震災津波からの復興の取組について
- (2) 委員会の意見の取りまとめについて
- (3) その他

9 議事の内容

○**佐々木大和委員長** ただいまから東日本大震災津波復興特別委員会を開会いたします。
これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付しております日程により会議を行います。

初めに、日程1、東日本大震災津波からの復興の取組について、執行部から説明願います。

○**中村復興局長** 東日本大震災津波から4年3カ月余りが経過をいたしました。これまで一日も早い復興の実現のため、多くの分野におきましてかつてない規模の事業に取り組んでまいりましたが、今年度末で災害公営住宅では6割、海岸保全施設では5割、防災集団移転などの復興まちづくりでは4割程度の進捗の予定となっており、全体では約半分程度の進捗の見込みとなっております。

また、応急仮設住宅等での生活が長期化する中、復興まちづくりとあわせた商店街などの再建がまだ本格的に進んでいないことなどにより、復興に関する意識調査では県民がまだ十分に復興を実感できる状況には至っておりませんが、事業の進展に伴い、復興が進んでいると回答される方の割合は着実にふえてきております。

一方、国におきましては、昨日の復興推進会議で平成28年度以降5年間の復興事業の大枠が決定をされました。事業の一部が地方負担の対象となったところでありますが、今後5年間の復興財源フレームにおきまして、本県としての所要額はほぼ全額が国費対象額として措置をされております。今後復興関連予算の確保に努めながら、復興の一層の加速化を図るとともに、被災者に寄り添った復興の質の確保にも努めてまいりたいと考えております。

岩手県議会東日本大震災津波復興特別委員会の委員の皆様には、これまで復旧、復興の推進に当たりまして、特段の御尽力、御支援を賜りましたことに、改めて心より感謝を申し上げます。

本日は、東日本大震災津波からの復興の取り組みにつきまして御報告をいたします。具

体的内容につきましては、大友復興局副局長から御説明申し上げますので、よろしく願いをいたします。

○大友復興局副局長 東日本大震災津波からの復興の取組状況について御説明申し上げます。

配付しておりますA4縦のカラー版の資料をごらん願います。まず、復興に向けた取組状況についてですが、おめくりいただきまして、3ページをごらん願います。災害廃棄物の処理については、平成25年度までに生活環境に支障のある全ての災害廃棄物を撤去しております。

4ページをごらん願います。市町村が復興まちづくりとして進めている防災集団移転促進事業などの面整備事業ですが、12市町村の157カ所において宅地供給予定の8,237区画の整備を進めております。

5ページをごらん願います。事業箇所数で見ますと完了が39%、宅地供給区画数で見ますと完了が13%となっております。

6ページをごらん願います。防潮堤や水門などの海岸保全施設は、134カ所の復旧整備に対して完了が19%となっております。また、復興道路は計画延長393キロメートルに対して供用中が123キロメートル、31%となっております。

7ページをごらん願います。岩手県内の国が整備する復興道路及び復興支援道路の概要図となっております。本年度中には、三陸沿岸道路吉浜道路3.6キロメートル、東北横断自動車道釜石秋田線遠野宮守間9キロメートル、宮古盛岡横断道路都南川目道路2.6キロメートル、合わせて15.2キロメートルが供用開始見込みとなっております。

8ページをごらん願います。三陸鉄道は、平成26年4月に全線運行再開したほか、JR山田線は復旧後における三陸鉄道による運営が決定し、平成27年3月に復旧工事に着工していますが、早期の完成をJR東日本に要請しております。また、JR大船渡線は暫定的にBRTで復旧されていますが、国が沿線自治体首長会議を立ち上げ、復旧方針を協議しております。

9ページをごらん願います。応急仮設住宅等への入居状況ですが、発災から4年3カ月が経過していますが、いまだに約2万6,000人の方々が応急仮設住宅等での生活を余儀なくされております。県としては、被災者の方々が一日でも早く恒久住宅に移っていただけるよう、市町村と連携しながら災害公営住宅の整備や岩手県独自の持ち家住宅の再建支援などの取り組みを進めております。

10ページをごらん願います。災害公営住宅の進捗状況ですが、県整備と市町村整備の合計で、着工が65%、完成が28%となっております。

少し飛びまして、15ページをごらん願います。水産業の再生ですが、漁船や養殖施設の復旧は、平成27年度末までの全体目標をほぼ達成しているほか、水揚げ量は震災前3年間の同期平均の8割程度まで回復しております。

16ページをごらん願います。商工業の再生ですが、グループ補助金につきましてはこれ

まで 121 グループ、1,269 者が採択となり、施設設備の復旧整備が進んでおります。

18、19 ページをごらん願います。これまで御説明してきた海岸保全施設、道路、災害公営住宅などの住民に身近な社会資本整備の進捗状況について、平成 26 年度までの実績と今後の見通しをお示ししております。

次に、復興の現状と課題についてですが、21 ページをごらん願います。ことし 1 月から 2 月にかけて実施いたしました復興に関する意識調査についてですが、沿岸部では進んでいる、やや進んでいると感じるという回答は 24.2%、おこなっている、ややおこなっていると感じているという回答は 51.2%となっております。

少し飛びまして、24 ページをごらん願います。ことし 2 月に実施いたしましたいわて復興ウォッチャー調査ですが、生活、地域経済、災害に強いまちづくりに係る復興の実感について、回復した、やや回復したとの回答の割合から、余り回復していない、回復していないとの回答の割合を差し引いたものを時系列で示したものです。被災者の生活回復度、地域経済の回復度については、上の二つの折れ線グラフ、青と赤でお示ししておりますが、平成 24 年の第 4 回調査で初めてプラスに転じましたが、それ以降横ばいから緩やかな上昇傾向となっております。また、下の折れ線グラフ、黄緑でお示ししておりますが、災害に強いまちづくり達成度については、数値が依然マイナスとなっておりますが、少しずつ改善の傾向にあります。

25 ページをごらん願います。ことし 2 月に実施いたしました被災事業所復興状況調査ですが、調査対象事業者のうち再開済、または一部再開済と回答した事業者は 75.5%となっております。産業分類別では、建設業が 91.5%で最も割合が高く、卸売小売業が 73.4%で最も割合が低くなっております。

26 ページをごらん願います。被災事業者が現在抱える課題ですが、顧客、取引先の減少、業績の悪化、雇用・労働力の確保の順に割合が高くなっております。

27 ページをごらん願います。本格復興を邁進していくための主な課題についてですが、被災者に寄り添った生活の再建、被災地における産業再生、復興に関わる人材の確保の三つが挙げられます。復興のステージに対応し、これらの課題を回復しながら被災地や被災者に寄り添った復興を推進してまいります。

28 ページをごらん願います。6 月 18 日に平成 28 年度以降 5 年間の復興事業についての政府案が公表され、18 日の与党東日本大震災復興加速化本部会議、19 日の復興・総務・財務の 3 大臣会合、22 日の復興大臣と 3 県知事との会合を経て、昨日の国の復興推進会議において復興事業の枠組みが決定されておりますので、その概要について御説明申し上げます。

事業規模の見込みですが、平成 28 年度以降 5 年間、復興・創生期間の復興事業費を 6.5 兆円程度と見込んでおり、その財源として新たに最大 3.2 兆円程度を確保するとされております。

本県では、平成 28 年度以降 5 年間の復興事業費を約 2.2 兆円と試算し、そのうち国費に

より措置されるべき財源は約 1.6 兆円と見込んでおりましたが、今回示された財源フレームにおいてほぼその全額が国費対象額として措置されております。

29 ページをごらん願います。復興事業の整理と自治体負担として、復興・創生期間における復興推進の基本的考え方が示され、平成 28 年度以降の復興事業が三つの区分に整理されております。まず、①ですが、復興の基幹的事業や原子力事故災害に由来する事業の地方負担はゼロとされており、被災者支援、災害復旧、復興交付金基幹事業、直轄事業のうち三陸沿岸道路、任期付職員、応援職員経費などがこれに該当します。

次に、②ですが、地域振興策や将来の災害への備えといった全国共通の課題への対応事業については一般会計に移行するとされ、社会資本整備総合交付金で実施する道路事業などがこれに該当いたします。

ちなみに、本県で実施する社会資本整備総合交付金事業については、ほぼ全ての事業がこれまでどおり復興特別会計で措置されることとなっております。

次に、③ですが、復興事業のうち全国共通の課題への対応との性質を併せ持つ事業については自治体負担を導入するとされ、三陸沿岸道路を除く道路、港湾などの直轄事業、復興交付金の効果促進事業、社会資本整備総合交付金の復興枠で実施する道路事業などがこれに該当します。実質的な負担は、地方負担額の 5%、総事業費の 1 から 3% 程度とされております。

各委員のお手元に資料 1、資料 2 といたしまして、昨日の復興推進会議の資料をお配りいたしております。説明は省略させていただきますので、後ほどお目通しいただければと存じます。

またお戻りいただきまして、資料の 30 ページをごらんいただきたいと存じます。本県への影響額ですが、新たに生じる地方負担額を現時点では約 90 億円、県分が約 73 億円、市町村分が約 16 億円と見込んでいるところです。

その積算内訳ですが、31 ページに一部自治体負担導入の主な対象事業ごとの地方負担額等を記載しております。県分約 73 億円の主な内訳は、東北横断自動車道、宮古盛岡横断道路等の直轄道路負担金が約 17 億円、久慈港湾口防波堤などの直轄港湾整備負担金が約 9 億円、社会資本整備総合交付金復興枠の道路、海岸保全施設等が約 29 億円、漁港などの水産基盤整備事業が約 8 億円などとなっております。

市町村分約 16 億円の主な内訳は、東日本大震災復興交付金効果促進事業が約 8 億円、社会資本整備総合交付金復興枠が約 4 億円、水産基盤整備事業が約 2 億円などとなっております。

ただし、この数字はあくまでも現時点の試算でございますので、今後事業費や地方負担額が増加することも想定されますし、東日本大震災復興交付金効果促進事業については平成 27 年度までに配分される分を活用することで地方負担が減少する可能性もあるものです。

なお、約 73 億円と見込んでいる県分の負担は、一般財源で対応するには容易な額ではあ

りませんが、今回国において被災自治体の実質的な負担額については、地方債の発行を認めるという方針が示されたところであり、こうしたことも踏まえまして復興におくれが生じないように今後の対応を検討していくこととしております。

最後に、32 ページをごらん願います。これまでの経過でございますが、4 月以降これまでに県・市長会・町村会合同要望、4 県合同要望をそれぞれ 2 回実施するなど、他県や市町村などと連携し、地方負担ができるだけ少なくなるよう重点的な要望活動等を実施してまいりました。こうした取り組みにもかかわらず、岩手県としてこれまで全額国費による整備を強く要望してきた宮古盛岡横断道路や東北横断自動車道釜石秋田線の釜石遠野間、久慈港湾口防波堤が自治体負担の対象となったことは、市町村からも同様の期待が大きかっただけに大変残念な結果と受けとめております。

なお、平成 28 年度以降一般会計等で対応することとなる事業等に係る議論については、国の来年度の予算編成過程の中で行われていくことが想定されたため、関係事業に係る情報収集を各部局に指示しているところでありまして、また国に対しても引き続き被災地の実情をしっかりと説明し、必要な予算が確保されるよう取り組んでいくこととしております。

説明は以上でございます。

○佐々木大和委員長 ただいま説明のありました東日本大震災津波からの復興の取組について、質疑、意見等はございませんか。

○嵯峨耆朗委員 なりわいの再生についてお尋ねします。復旧・整備計画に対して、漁船、養殖施設の復旧・復興状況の新規登録漁船数の達成率が 96.8%、養殖施設の整備施設数の達成率が 99.4%と高いわけですが、被災前に比べて漁船数、養殖施設数が少ないから、水揚げ量も少なくなっているという理解でいいのでしょうか。それとも、被災前と比べると水揚げ量がなかなか上がっていない理由はほかにあるのか、改めてお尋ねしたいと思えます。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 ただいまの数量が震災前に達していないということについてでございます。まず養殖等につきましては、例えばワカメ等でありまして、その年のうちに生産ができるわけですが、例えばカキ、あるいはホタテですと、出荷までに 2 年、3 年かかるものがございます、その分生産量そのものがまだ元に戻っていないところがございます。

また、市場の水揚げなどにつきましては、その年々で例えばサンマが多くとれた、あるいはことしはとれなかったという部分もございますので、その辺のところはまだ生産がしっかりと元に戻っていない要因だと考えております。

○嵯峨耆朗委員 ありがとうございます。17 ページのなりわいの再生の復興の現状のところを見ますと、先ほど施設の整備は進んでいると言いましたが、養殖生産量は、相当追いついていないという実態のようです。具体的にはどういった魚種がこのような実態なのでしょう。ワカメが主なのか、その辺もわかれば教えていただきたいと思えます。そして、

その背景も説明してもらえればと思います。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 養殖の生産量でございます。全体的には、震災前、数量で4万7,000トンほどでございました。それが震災後の平成26年度ではトータルでおおむね2万9,000トンで、割合では大体61%ぐらいであります。やはりワカメなども震災前は2万2,000トンほどでございましたが、平成27年度は、春先の水温が非常に低かったということもありまして、若干成長が悪かったので生産量が1万5,000トンほどになっています。現在の1万7,000台の施設でそのままワカメ養殖をすれば、おおむねうまく行けば2万トンぐらいまでは生産ができると見込んでいるところでございます。

○嵯峨耆朗委員 ワカメについては季節的な環境の変動によって多少減っているということで、ある程度条件がそろえば追いついていくだろうと理解しました。

この間、新聞等に出ておりましたけれども、待望のナマコについて、被災前に相当数の種苗放流までこぎつけていたのが一斉に流されてしまって、今回被災前の水準まで確保されているようです。新聞報道等でしか聞いていないのですけれども、これは実際はどうか。また、先々の見通し等もわかればお示してください。

○五日市水産担当技監兼水産振興課総括課長 ナマコにつきましては、岩手県のメインである、例えばアワビやウニなどに次ぐ魚種として、平成19年度から種苗の大量生産を行い、海に放流しようということで、生産の技術を開発し始めまして、震災前の平成22年度には60万個弱ほどの出荷をすることができるようになりました。

ところが、平成23年の震災によりまして出荷直前のナマコが全て流失いたしました。そこで、昨年度から種苗の生産を再開いたしまして、今年度は23万個ほど、サイズで30ミリメートルのものを海に放流しようということで、6月18日におおむね1万6,000個ほどを先行して出荷したところでございます。

○嵯峨耆朗委員 今、五日市水産担当技監から答えていただきましたけれども、復興局には以前水産担当の方がいたような気がしましたが、今はどうなっているのかお尋ねしたいと思います。

○中村復興局長 昨年度までは、産業再生総括課長が水産担当の課長でございましたが、人事異動で今回は課長そのものは水産担当職ではなくて一般事務職の課長が異動で配属されてございます。職員の中には水産担当の職員もおりますので、そこは関係部局とも連携をとりながら進めてございます。

○嵯峨耆朗委員 施設も整備され、これから暮らしの再建ですとかなりわいの再生が本格的になってくると思っております。それから、今後どうやって販路を拡大していくとかといった課題があり、そういった意味で言うと、本来であれば水産の専門職員がこれから重要な意味を持つと思っているのです。なぜ今回の人事異動でそういう形で対応しなかったのか。復興局に配属になっているわけではないだろうし、いつも五日市技監が来てこのように答えるわけにいかないと思います。その辺について、どういうふう考えたのかお尋ねしたいと思います。

○中村復興局長 それは、人事配置上の結果として、今年度はこういった状況になったということでございます。あくまで県の人材の適材適所の考え方でそういう配置をしているということでございますので、特定のポストが特定の職でなければならないということでは必ずしもないと考えてございます。そこは県全体の総合力の中でいろいろな課題に対応し、事業を進めていくというふうに考えてございます。

○嵯峨耆朗委員 ポストがどうこうというのではなくて、昨年度までおられたような専門的な方を配置していく必要があったのではないのかと思うのです。なりわいの再生は重要なわけです。被災地で生きていくためには、住まいもそうですけれども、生活していくための経済的な背景がなければ生きていけないわけです。これから水産業の振興というのは極めて重要なことだと思うのです。ですから、ポストの問題とか、そういう話ではないと思うのです。県は余り水産業について、復興の中で位置づけは高くないと見えてしまうのですけれども、そうではないのですか。

○中村復興局長 先ほどもお話しいたしましたように、産業再生課そのものには水産の技術職も配置をしてございます。それと、あとは当然水産であれば農林水産部と密接に連携して進めてございますので、そこは嵯峨委員が御懸念されるには及ばないと考えてございます。

○嵯峨耆朗委員 及ばないと言われると言いたくなるのだけれども、県の中で水産業の位置づけが高くないととられてしまうことは問題と思うのです。施設整備が終わって、どうやって生産量を上げていくとか、販路をどう拡大していくかということがこれから重要になるわけです。だからこそ復興局に水産を専門とする課長が必要ではないかということになるのです。懸念に及ばないと言いましたけれども、私は懸念しています。そういった懸念がないように実際にやってもらえればということをあえて指摘させていただいて、終わります。

○斉藤信委員 まず最初に、被災自治体に国が来年度から一部負担を求めることについてです。私も極めて残念だし、復興に水を差す安倍政権の暴走ではないかと思えます。当初、岩手県全体の負担は90億円で、そのときも県分が73億円、16億円は市町村負担ということでした。若干の軽減があったのだけれども、当初の試算と今回の岩手県の負担額は変わっていないです。これはなぜですか。

○大友復興局副局長 今回、提出予定議案等説明会でも御説明しておるのですが、その後に福島県の横の軸の道路等が一部負担の対象から外れたということがありましたけれども、本県該当分がございませんでしたので、数字は前回と同じという結果でございました。

○斉藤信委員 結局は岩手県にしてみれば、何らの軽減策もとられなかったということになるわけですね。岩手県の73億円というのは、岩手県にしてみれば大変な額です。借金を認めるというけれども、これはとんでもない話です。大体税収がふえる見込みがないのだから、本当にこれは岩手県から見たら許しがたいやり方だと思います。今後諦めないで、私はあらゆる場でこの軽減策を強く求めていくべきだと思いますが、中村復興局長、どう

ですか。

○**中村復興局長** 齊藤委員からお話しがあったとおり、この金額は県にとっても決して小さくはない金額だと考えております。ただ、一方で復興そのものをこのためにおくらせるということがあっては決してならないとも考えてございますので、財源対応については具体にはこれからの検討にはなりますけれども、いろいろ国への要請等も含めてしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○**齊藤信委員** 実は、この一部負担額は総額で 220 億円だということです。そのうち 90 億円の負担というのは、岩手県が被災 3 県の中でも特に重かった。ただ、220 億円というのは、国全体の中で本当に取るに足らないものです。財政的効果はほとんどないと言ってもいいぐらいだと思います。特に国は、被災地以外に復興予算を 1 兆 6,000 億円も使ってしまったのです。被災地にもう一段ギアを上げろなんて言っているけれども、ギアが外れっ放しだったのは政府、復興庁だったのではないかと、私は思います。大体復興特別法人税を 1 年前倒しでやめた。その影響額は年間 8,000 億円です。だから、それを考えたら 220 億円をわざわざ、これだけ被災地が悩みに悩んで負担せざるを得ないというのは、もう本当に本末転倒です。そして、財政効果はほとんどない。もう被災地をいじめただけと、私は思うのだけれども、中村復興局長の率直な感想はどうですか。

○**中村復興局長** 私もいろいろな思いはございます。県、市町村、あとは関係県を含めて、これまで負担額を限りなく小さくするように努めてまいりましたけれども、一旦こういった決定が既になされたということでございますので、それはそれとしてしっかり受けとめながら、先ほど齊藤委員からお話しがあったように、いろいろな制度の活用その他も含めて国への支援要請等も一方ではやりながら、他方では復興事業そのものはしっかり進めていかなければならないということでもございますので、そこをうまく両立するように今後とも頑張ってまいりたいと考えています。

○**齊藤信委員** 中村復興局長は新聞にもコラム的なものを書いていて、私はかなり言いたいことを言っていたと思います。引き続き、岩手県からすれば何の軽減策もなかったわけだから、粘り強く頑張っていたいただきたい。

次に、今具体的な復興の現状、課題について報告いただきました。私は復興の最大の課題は、被災者の生活再建だと思います。この点で、これは 12 ページですけれども、応急仮設住宅等の入居者数が 5 月末で 2 万 5,913 人、ピーク時の 59% であり、4 年 3 カ月余が経過して、文字どおり約 6 割がああ応急仮設住宅、みなし仮設住宅での仮設暮らしを強いられているとあります。私はここに、本当に今被災者の生活再建という点では、最も深刻な課題があるのではないかと思います。

実は、今度の議会に被災者の医療費、介護保険利用料の免除継続を求める請願も出される予定のようです。今、岩手県保険医協会が被災者負担アンケートに取り組んでいます。まだ中間集計なのですけれども、窓口負担が発生した場合に、これまでどおり通院するというのが 40% です。そして、通院回数を減らすのが 39.1%、通院できなくなるのが 12.6% と

なっており、実に 50%を超える方々が回数を減らす、そしてもう通院できなくなるというかなり深刻なアンケート結果になっております。

特に三百数十人の生の声が出ていますのですけれども、こういうのがありました。仮設暮らしが始まって 3 回の手術、その後の検査や通院が欠かせません。応急仮設住宅からなるべく早く出るように環境を整えてください。最低限必要な通院、投薬にしています。応急仮設住宅での生活はストレスだけです。今の免除措置がなければますます大変になると、こういう声です。4 年 3 カ月になって、もうストレスも限界だという、こういった声が三百数十人から、本当にリアルに寄せられております。

私は中村復興局長に聞きたいのだけれども、被災者の医療費、介護保険利用料の免除措置は 12 月末までということになっています。被災者の状況について、今の段階で仮設暮らしがまだ 6 割であり、恐らく年度末になっても大きくは変わりません。そうした場合に、客観的な状況としては、私はこの被災者の医療費、介護保険利用料の免除の継続が必要なのではないかと思いますが、中村復興局長としてはこの被災者の状況をどういうふうにとらえているのでしょうか。

○中村復興局長 委員からお話があったとおり、震災から 4 年以上が経過した中で、まだ応急仮設住宅に暮らしている方々が約 6 割近くいらっしゃるということは、我々も非常に心苦しく思っています。そういった方々にできるだけ寄り添った対応をしていく必要があると考えてございます。今、お話しがございました介護保険料でありますとか医療費の免除については、とりあえず現行制度そのものについては年内ということになってございますが、それを継続するかどうかについては、財源を含めて総合的な検討が必要でございますので、全庁的な検討をしっかりと進めて、また結論を出してまいりたいと考えてございます。

○斉藤信委員 被災者の状況が大変深刻で切実だということは、中村復興局長も私と同じ思いだと思います。そして、この問題はやはり知事の政治決断も求められる課題だと思いますので、恐らく本会議でも、また請願の審査でも、この 6 月議会で一定程度の方向性が示されなくてはならない課題だと思います。

それで、この間の復興の取り組みは、被災 3 県と比べても前向きな取り組みが少なくないと思います。復興はおくれているけれども、しかし私は前向きで積極的な取り組みが少なくないと思っております。一つは、住宅再建について、岩手県が市町村と共同して 100 万円の補助を行っています、これは被災 3 県で岩手県だけです。この最新の実績はどうなっているか。

もう一つは、被災者生活再建の住宅支援の取り組みも、かなり網羅的な補助で宅地復旧から県産材バリアフリー、住宅改修まで支援されていますが、今まででどのぐらいの実績になっているのか示していただきたい。

○小笠原生活再建課総括課長 県単補助である被災者住宅再建支援事業費補助の実績についてでございますが、5 月末現在で 4,816 世帯に対し 66 億 9,813 万円余を交付していると

ころでございます。

○**勝又建築住宅課総括課長** 生活再建住宅支援事業についてなのですが、済みません、手元に年度別の数値しか持ち合わせておりませんので、合計した数値を後ほど報告させていただきますと思います。

○**斉藤信委員** よろしく頼むよ。それについては後で、累計額を教えてください。

もう一つ、岩手県は中小企業に対する独自補助もまた震災の年の4月からやっているのです。中小企業被災資産修繕事業費補助と、そして中小企業被災資産復旧事業費補助です。私は、これも大変前向きな取り組みだったと思いますが、この実績を示してください。

○**高橋産業再生課総括課長** 中小企業被災資産復旧事業費補助の実績についてでございますが、平成23年2月補正で措置させていただきまして、平成27年度までに交付決定数で306社、実績額といたしましては9億5,000万円ほどとなっております。

それから、中小企業被災資産修繕事業費補助につきましては、平成23年度のみの実施でございます、交付決定数で427社、額にして8億2,000万円ほどとなっております。

○**斉藤信委員** 今の数値は正確ではないね。高橋経営支援課総括課長、もっと正確に言ってください。そのような答弁はだめだ。

○**高橋経営支援課総括課長** ただいまの数字について、もう少し正確なところ、改めて御報告いたします。

○**勝又建築住宅課総括課長** 生活再建住宅支援事業の実績額について、平成23年度から平成26年度までの4カ年の合計についてですが、件数としては1万3,604件、金額としては56億6,000万円ということになっております。

○**斉藤信委員** 中小企業に対する独自補助についての答弁は、きちんとやってください。大体議会にこの間の取り組みを報告しているのだから、そういう現状到達点については担当者がつかんでいないとだめですよ。数字は出ましたか。

○**高橋経営支援課総括課長** 申しわけありません。中小企業被災資産修繕事業費補助の件数ですが、説明しましたとおり平成23年度分は、427件で15億1,900万円、それから中小企業被災資産復旧事業費補助につきましては、平成23年度から平成25年度で274件の8億9,300万円余、平成26年度分につきましては26件の1億4,700万円余となっております。答弁がおそくなり大変申しわけありませんでした。

○**斉藤信委員** 私は、そういう点ではかなり被災者の生活再建を支援する独自の取り組みというのは評価できるものだと思います。

それで、2月、3月の議会で私は災害公営住宅における集会所に対する支援員の配置、また机や椅子、カラオケセットの設備までを求めて、人を配置する事業があり、そして机や椅子等は東日本大震災復興交付金の対象にもなるというところまで回答をいただきました。その後、県はどのように対応して、今市町村はどうなっているのか。先日の新聞では、大船渡市が議会答弁で災害公営住宅を見守る支援員の配置をやるという報道もありましたが、県の対応、今の状況を示してください。

○小笠原生活再建課総括課長 私からは、支援員の災害公営住宅への配置状況について御説明申し上げます。

現状、この間報道のありました大船渡市も常駐という形ではなくて、巡回ということで災害公営住宅を回るという形にしております。同様に、巡回という形を今っておりますのは岩泉町、宮古市であり、支援員が巡回して、災害公営住宅の見守り支援を行っているところでございます。

○勝又建築住宅課総括課長 県営の災害公営住宅の集会所への机、椅子の配置についてですけれども、東日本大震災復興交付金の効果促進事業の使用が認められまして、今予算の執行ができる状態になりました。これから各担当の出先機関にお願いをして、住民とも調整の上で必要量の購入をしていきたいと考えております。市町村の災害公営住宅につきましては、4月に効果促進事業をこういう形で利用できますという案内をしたところです。

○斉藤信委員 先日、県警察本部から聞いたのですけれども、応急仮設住宅での孤独死は29人、災害公営住宅での孤独死は4人で、震災関連の自殺は32人ということでした。これは、私は氷山の一角だと思います。厳密に認定されたのはこの数で、私はそういう点では本当に被災で助かった被災者は、再び犠牲にしてはならない、やはり命を守る復興でなくてはならないと思います。そういう点で、阪神・淡路大震災で1,097人の孤独死を出しております。災害公営住宅で867人なのです。だから、災害公営住宅での孤独死というのが大問題だった。だから、そういう意味でいけば初動が大事なのです。入り始めたこの時期が大事です。そこできっちり被災者一人一人を見守り、きずなをつくり、コミュニティーを確立する。それを被災者任せにしないで、被災者を支援する人の配置や机、椅子の配備を提起したわけです。

県土整備部は、4月27日付で市町村に災害公営住宅の集会所における備品の整備についてという通知を出しているのです。4月27日、2カ月前です。私は、2カ月前にこういう通知が出ていて、まだ具体的な動きが見えないというのは、やはり市町村の反応はまだ鈍いのではないかと思います。こういうものが整備されるのです。座布団、机、カーテン、石油ストーブ、ガスコンロ、事務机、椅子、書棚、ホワイトボードなどが整備できるとされています。ここまで具体的に復興庁も認めてやれるわけですから、できるものは早く、被災者に本当に寄り添ってというのであれば、そういう立場でこの取り組みを進めていただきたい。最後に中村復興局長にその決意をお聞きして終わります。

○中村復興局長 今、斉藤委員からお話しがあった災害公営住宅に移ってからもしっかりと心身のケアについてフォローしていくということは、極めて大事なことだと考えております。特に災害公営住宅に移った人ほどより孤立化しやすいといった御指摘も頂戴しております。それについては支援員が一定程度フォローするというのもございますし、できれば入っている方々相互の関係性の中で、お互いが見守り合うといった形も含めて、しっかりした関係が構築できるように今後とも努めてまいりたいと考えてございます。

○伊藤勢至委員 早いもので、4年3カ月が経過をしたわけではありますが、この間の復興

局の皆さんの頑張りに、まず敬意を表したいと思います。

この資料の中に、平成28年から以降5年間とうたっておりますけれども、これを見ますと、まずは発災から10年を目途にしたあらあらの計画であると読み取るわけであります。阪神・淡路大震災からは20年が経過をいたしました。阪神・淡路、神戸地区で復興がなったという声が出てきたのは、10年後だと聞いております。岩手県も10年を目途にしたのは、そういうところから来ているのかどうかはわかりませんが、私は単純に阪神・淡路大震災、神戸と比較をするべきではないと思っております。

まず、人口集積が違う、経済力が違う、これはもう完全に違っているわけであります。あるいは阪神・淡路大震災の場合では、応急仮設住宅から最後に出た人は、8年目であったという報道もあったようであります。それをもって岩手県とイコールという考えには絶対にならないと思っております。

本県では、3年連続1兆円超えの予算を措置してきたわけでありますが、言ってみればこれは災害特需という部分が大きなウエートを占めているわけであります。今まさに大わらわの対応をしていただいておりますけれども、常に次なるものも視野に置いておかなければならないと思っております。大つかみの中で、今現在の岩手県の経済としての、つまり予算規模の実力はどの程度あるのか。それから財政調整基金の状況はどのようになっているのか。まずその点について、これは復興局だけでないのかもしれませんが、復興をする上でオール岩手の話の中で知らないことではないと思っておりますので、お伺いしたい。

○中村復興局長 震災前の県の予算規模は、大体年間で6,000億円台の規模であったと考えております。それが、今回の震災で各種復興事業を進めるということで、総額としては現在1兆円を超える予算規模で進めてございますが、確かに今伊藤委員からお話しがあったとおり、これが何年後かということは別にしても、いずれ予算規模そのものは大きく落ち込んでいくということは当然予想されるところでございます。それはそれで復興がかなり進んできている結果としてそうなったと受けとめなければならないと考えてございますし、一方、沿岸を含む県全体の経済の活性化というのは、それとはまた別にいろいろな方策を考えていくべきという認識を持ってございます。

それと、財政状況でございますが、済みません、今、手元に具体的な資料を持ち合わせておりませんので、数字で申し上げることはできませんが、いわゆる県の公債残高そのものも1兆円を超えるような大きな規模になってございます。危機的という表現を使っているかどうかは別にしても、それはそれで県財政はほかの団体と比べてもかなり厳しい状況にあるということも一方の事実であろうと思っておりますので、そこはうまく両者のバランスをとりながら行政運営、財政運営を進めていく必要があると考えてございます。

○伊藤勢至委員 千年に1度と言われる東日本大震災でありましたが、今後千年は絶対来ないとは言えないわけであります。新たな時代に入って、来年来るかどうかはよくわかりませんが、いまだに東日本大震災のいわゆる余震と言われるものが継続して起こっていますし、これに起因して各地の火山が噴火をしているということから考えますと、これはま

たあり得ることというふうに捉えておかなければならないと思います。そうした場合に財政調整基金には絶対に手をつけない、歯を食いしばってもこれには手をつけないで残しておくということを思っていなければ、いざ鎌倉のときに大変なことが起きるのではないかと思います。

そして、この復興の中で、今言いましたように沿岸はまさに被災が激しいわけでありませう。経済的にはオール岩手全体で被災をしているということですが、この沿岸地域をどのように再生していくかということについては、元のままに戻しただけでは何ら変わったことがないということになるわけでありませう。

そういう中で、ビッグニュースがありまして、本年は宮古港開港 400 周年でありませう。そして、平成 30 年ごろを目途に北海道の室蘭港と宮古港の間で定期のフェリーが就航するという話でありませう。毎日 1 便、最大 70 台のトラック、人員 500 人を北海道の室蘭港から宮古港に運んでくるとのことです。そうすると、当然これは運輸でありませうので、北海道から来て、恐らく水産物は築地市場を目指すのでありませう。農業関係のものは大田市場を目指すのでありませう。そうすると、帰り荷というものが沿岸振興の将来的な大きな起爆剤になり得るものと考えませう。宮古港に入ってくるわけでありませうので、フェリーの受け入れ態勢としての宮古港の準備、あるいは帰り荷に何を積んでやるのか、宮古港だけのものではなく、オール沿岸のもの、あるいは宮古、下閉伊のもの、岩手のものを北海道に何を積んでやるのかということは今から考えておくことは、大事なことだと思ませう。

北海道にあつて本州にないもの、ヒグマという話にはならないのでありませうが、例えば水産物でいいませうと、北海道ではホタテはいっぱいとれる。だけれども、カキは量が限られているということでありませう。ただそういう毎日 70 台ものトラックとなりますと、相当のロットを要求されるはずでありませうので、そういうものに対応できる水産業にしていく手順を今から考えていくことが、平成 28 年度からの 5 年間の計画の中に十分に入ってくるものと思ふところでありませう。元に戻すのも大事でありませうけれども、その上にさらに何か新しいものを積み上げて、それで沿岸を興していくという考えをお持ちになるべきだと思ふのですが、いかがでしょう。

○中村復興局長 今、伊藤委員から御指摘のあつた点は、非常に重要な点だろうと考えてありませう。当面、我々としては復旧、復興ということ、被災者の方々が、できるだけ元の生活に早く戻っていただくということに力点を置いてございませうが、その先もにらんだ検討も今のうちからやっておく必要も十分あると感じてございませう。

その一環といたしまして、今年度三陸地域のいわゆる中長期的な復興方策をいかに考えていくべきかという調査事業をスタートさせてございませう。その中には、今伊藤委員からお話がございませう宮古港のフェリーの話でありませうとか、あとは今鋭意進めてございませう三陸沿岸道路、あとは二つの横断道路、これについてもいずれ完成してまいりませうので、それをいかに活用して沿岸地域、さらには県全体の発展につなげていくかということを具体的に検討していく必要があるだろうと考えてございませう。ただいま伊藤委員からお話の

あった点も十分踏まえながら、調査については進めてまいりたいと考えてございます。

○伊藤勢至委員 今、被災をした宮古市の中で、30代、40代の若者同士や、会社の専務や代表である者が協働して製品開発に取り組んだり、あるいは国内はもとより中国でありますとか、台湾などを狙った流通を追い求めているようであります。そういうことはやはり新しい感覚の若い者だからできることだと思っております。そういうことを支援していくことも県の大きな役目、復興につながるものと考えます。

例えば、来年あたりに北海道に新幹線が通るわけでありまして、新幹線は決して人だけを運ぶのではない。あるいは、北海道の海産物を新幹線の一番最後に冷凍車でくっつけて東京まで持って行く。これは大変なものになるということを今考えている人たちもいるようでありまして、だったらそれに負けないで三陸沿岸のものを新幹線に、あるいは花巻発の飛行機の台湾便の人が乗らない分を荷物のスペースに確保してもらって持っていくという議論をしている人たちもおります。そういうことの後押しをすることが沿岸の振興に必ずつながっていくと思っておりますので、そういうものを沿岸の若い人たちに伝播し、広げて、こういう道もあるということを教えていただきながら、新しいものの確保にも向かっていただきたい。最後に、中村復興局長の決意表明ではありませんが、お考えをお聞きをして終わります。

○中村復興局長 今、伊藤委員からお話がありました沿岸の若い方々、さらには女性といった視点も非常にこれからの沿岸地域の振興方策を考える上で大切な視点だろうと思っております。そういった意味で、岩手県東日本大震災津波復興委員会の下にもそういった方々の意見を聞く専門委員会を設けて、いろいろ御意見もお伺いをしてございます。今、伊藤委員からお話しがあった点を重々踏まえまして、今後の方策、また事業の推進に生かしてまいりたいと考えております。

○福井せいじ委員 私は、26ページの事業者の状況についてお聞きしたいと思っております。

まず、現在抱えている課題、顧客・取引先の減少から、雇用・労働力の確保までについて、実は前回の調査よりも今回の調査のほうがその課題の率としては高くなっているのがありますが、この原因、要因について、まずお聞かせいただきたいと思っております。

○高橋産業再生課総括課長 被災事業者の抱える課題の関係でございますけれども、福井委員の御指摘のとおり顧客・取引先の減少であるとか、雇用・労働力の確保、あるいは業績の悪化ということにつきましては、比較的この三つがこれまでもずっと高い状況で推移してきてございます。前回の調査と比べては、顧客・取引先の減少又は販路の喪失につきましては、前回は42%に対して今回45.3%、業績の悪化につきましては36.1%から38.6%と、若干高くなってきてございます。一方、雇用・労働力の確保につきましては、前回35.3%が35.6%と、ほぼ同様の数字ということになってきてございます。数字が上がったことについては、どういうことが要因なのかということまでは分析はしていないところでございますが、やはり労働力の確保であるとか、あるいは販路が回復しないといったようなことで業績の悪化につながるなどの影響が徐々に出てきているのではないかと考えていると

ころでございます。

○**福井せいじ委員** 僕は、そうは捉えられないのです。私たちも被災地に行っていると、被災者、あるいは被災事業者の抱えている課題が変化しているのです。例えば顧客・取引先の減少がこういうふうになって顕著になってきたというのは、インフラが整備されて、いよいよ売りに出ていったという段階になって、その課題が顕著になってきているのではないかと思います。あるいは業績の悪化も、いよいよ販売ができる、それから営業ができるということができたからこそ、この業績の悪化という課題が顕著になってきているのではないかと私は思うのでありますが、そうは捉えないですか。

いずれ私はそういった変化があるので、これから課題の捉え方や課題の解決方法とか、事業者の抱えているさまざまな課題の変化をしっかりと捉えて、その取り組み、対策をしていくべきではないかということをお話ししたかったのですけれども、いかがでしょうか。

○**高橋産業再生課総括課長** 数値的に我々はそこまで捉えているところではございませんけれども、いろいろな事業者のお話などをお聞きする上では、福井委員の御指摘のとおり生産設備といったものは整ってきている部分がございます、ただそれがなかなか販路の開拓だったり、あるいは従業員の方がいなくて、従前に稼働できていないといったことがあるとは聞いてございます。ですので、御指摘のとおり設備は整ってきたけれども、これからもっと販路の開拓、業績の上昇といったものにつなげていくという部分にある程度課題がシフトしてきつつあるといったところはあろうかと思いますので、その点につきましてはまた分析を進めて対応してまいりたいと考えております。

○**福井せいじ委員** 課題が変わってきている、現状が変わってきている、復旧、復興が進めば進むほど従来の課題とは変わってきているということをそれぞれの分野において捉える必要があり、そしてまた施策の取り組み、施策のあり方、取り組みのあり方が変わるべきだと私は思うのでありますが、中村復興局長、いかがでしょうか。

○**中村復興局長** 福井委員がおっしゃるとおりだろうと思います。沿岸被災地においては、いろいろな状況が刻々と変化をしてきてございますので、それは被災者だけではなくて事業者に対しての施策についても、そういったところを我々としては丁寧に把握をしながら、必要な対応をとってまいることが必要だと考えてございます。その点については今後しっかり対応してまいりたいと思います。

○**福井せいじ委員** ぜひともそういった復旧、復興の進捗、そしてまた今やはりマーケットの変わり目が来ています。景気も首都圏、あるいは大都市圏では若干変わり目が来ているように私は思うのです。

そこで、私は提案したいのですけれども、特に三陸の付加価値の高い商材、ウニ、アワビ、あるいはホタテ等は今は売りどきではないかと思います。販路の喪失とか、喪失をいかに回復するかというよりは、拡大をしていく、そういったマーケティングについても取り組むべきだと思うのでありますが、いかがでしょうか。

○中村農林水産企画室企画課長 先ほど福井委員の御指摘のありましたとおり、岩手県には素晴らしい食材が海産物を初めございます。先ほど販路の縮小といった話もありましたけれども、関西方面でもいまだに縮小している品目等もあるやに聞いてございます。そういった情報をきちんと収集しながら、何が一番売り込みの仕方として正しいのか、やりやすいのかということも考えながら、特に今年度、従来からもやられておりますけれども、商談会の開催、あるいはPRの方法等も十分議論しながら、考えながら、食材が売れるように提案してまいりたいと思います。

○福井せいじ委員 この前ミラノの万博に行ったのもいいのですが、私は日本でまだまだ売る余地はあると思います。さらに2020年のオリンピックに向けて、やはり日本の食材というものは、これから売る価値もありますし、売る可能性、売る場所もありますので、ぜひそういったことを視野に捉えてやっていただきたいと思います。

先日、福岡県に行ったときにはウニが出されましたが、これは九州のウニだったのです。岩手県のほうがうまいぞと言ったら、「ああ、そうなんですか」ということも言われましたし、チーズを食べたら、おとといイタリアのミラノから送られてきたチーズだと言われました。先ほど新幹線で運ぶという話もありましたが、これからはまさにそういった高級な食材、あるいは付加価値の高い食材をいかに提供するかということが大きな課題になってくると思いますので、江戸前ずしもある、大阪ずしもあるなら、三陸ずしもあるという形で、ウニ、アワビ、イクラ、ホッキが必ず入っているような、そういったすしのブランディングもしていただきたいと思います。最後は、どうぞ中村復興局長の御意見を伺って終わりたいと思います。

○中村復興局長 福井委員からいろいろ前向きな御提案をいただきましたので、しっかり踏まえまして、庁内を挙げまして取り組みを進めてまいりたいと考えております。

○佐々木大和委員長 中村復興局長から発言を求められておりますので、これを許します。

○中村復興局長 先ほど伊藤委員から、財政調整基金の御質問を頂戴いたしました。

平成26年度末現在で約291億円余という基金残高になってございます。

○佐々木博委員 もしおわかりになれば御答弁をいただきたいと思います。地方の一部負担の財源についてでありますけれども、先ほども説明もありましたし、マスコミでもその部分については起債を認めるというように言われておりますが、本県の場合、平成24年度末の決算で実質公債費比率が18%を超してしまっていて、今総務省の許可を得なければ自由に起債はできない状況になっているわけです。それで、たしか平成32年までの公債費負担適正化計画を出して、それに従って県債の処理をしているわけでありまして、この地方の一部負担の部分については、その規制から外れて起債ができるという考え方でよろしいのか。もしその辺がおわかりであれば伺いたいのですが、どうでしょう。

○大友復興局副局長 ただいまの起債の関係でございます。先ほどお渡ししました国の復興推進会議の資料2の中の6ページのところに自治体負担の水準等ということで、今回6ページの(3)のところにあるわけですが、負担の程度が1～3%程度であるとい

うことは先ほど御説明したとおりでございます。被災自治体の実質的な負担額につきましては、被災自治体からの要望がある場合については、適債経費について資金手当のための地方債の発行を認めるという方針があえて個別にここに書かれてございますので、一般論でもって入り口のほうで断るといっているのではないのではないだろうと思うのですが、あくまでもそこまで詰めたものではございませんので、こういう地方の状況を踏まえ、こういった通知が出ているということを重ねておきたいと思っております。

○岩崎友一委員 復興用地の関係に関して、1点だけお尋ねします。

本当に4年3カ月を振り返って、用地の取得に時間を要し、苦しんできたということを強く思います。強く思うというか、今まだ市町村事業においても、県事業においても、用地の取得が100%ではない地域もございますから、まだ現在進行形なわけでありましたが、市町村事業と県事業の用地の取得率がもしわかれば教えていただきたいです。100%になっていない地域もあるということで、市町村の事業に関しましては、県でも昨年3月の法改正を受けまして、いろいろな支援等も行っておりますけれども、その実績とか、まだ100%に至っていない原因と今後の対策等々についても教えていただきたいと思っております。

県事業につきましては、特に今頭の中にあるのは防潮堤です。やはりまちづくり計画を立てる段階で、防潮堤を例えば12.8メートルだったり、14.5メートルに上げて、何メートル以上、浸水するかしないかで区画整理だったり、防災集団移転だったりというような形でこれまで決めてきたかと思うのですが、その区画整理に当たる方々は、防潮堤ができて初めて安心して家を建てられる、生活できるという環境でございますから、防潮堤の整備がおくれていることにやはり大きな懸念を持っているという状況でございます。まとめて聞きますけれども、個々の事案によって対応は異なるのですが、4年3カ月も経過しますし、防潮堤関係について強制収用などの方針もそろそろ決めていく必要があると思っております。その辺の県の考え方についてお聞きをしたいと思います。

○田村まちづくり再生課総括課長 用地の取得の状況でございますが、県事業では5月末現在で用地取得が必要なのは173カ所ございますが、用地取得完了が85カ所、49%となっております。それから、防潮堤等の用地取得の促進につきましては、県のほうで用地取得特例制度活用会議を開催しておりまして、そこで県事業の用地の状況を進捗管理しておりまして、土地収用なども視野に入れながら進めておるところでございます。

○八重樫河川課総括課長 防潮堤等の用地の進捗状況ということでございます。これまで、いろいろ事業認定とか土地収用の計画の数のほうは、一時10件程度というお話を差し上げたこともありますが、今は非常に少なくなっております。土木部や土木センターでいろいろ任意交渉を頑張らせていただいております。防潮堤の発注自体は大体終わっている状況ですが、津波防災施設、水門等、あと一部防潮堤の発注が残っている状況でございます。

○藤本漁港担当技監兼漁港漁村課総括課長 漁港海岸の状況についてでございますが、漁港海岸につきましては背後に漁港、漁村があります。用地の取得については、まちづくりとの関係、またそれから乗り越し道路とか、そういったところも考えてございまして、漁

港海岸については若干おくらせてございます。現在のところ3月までに用地交渉が完了しているのは、県事業で予定している20地区のうち2地区ということでございます。この辺の用地の関係につきましては、振興局の土木部、土木センターと協力して進めて、今年度内には8割程度まで進めたいと考えてございます。

○**岩崎友一委員** 本当に振興局の土木部であったり、土木センターが任意交渉していただいて、かなり交渉は進んでいると思います。大体残っているというのは、多分全体の欲しい用地の1%や2%など本当にごくごくわずかに残っている地域もあると思うのです。このことについては、高橋復興局副局長はずっと沿岸広域振興局の土木の現場を見てきたのでわかると思うのですが、それだけでも事業が進みません。残っていれば、100%取得しなければ進まないのです。そういったことが現状かと思っておりますので、やはり土地収用も含めて、とにかく復興加速といっても基本となる用地が取得できなければ進まないわけでありますから、そういったことを考慮していきながら進めていただきたいと思いますが、中村復興局長、何かございましたら聞いて終わりたいと思います。

○**中村復興局長** 用地が事業を進める上での一番ベースになるものでございますので、今、それぞれの所管の課長等から申し上げましたけれども、いずれこれについては岩崎委員から御指摘があったように、昨年改正されましたところを最大限活用しつつ、また復興庁、県、市町村がしっかり連携をしながら、この用地問題については乗り切ってまいりたいと考えています。

○**佐々木大和委員長** ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木大和委員長** ほかにないようですので、東日本大震災津波からの復興の取組についてはこれをもって終了いたします。

執行部の皆さん、退席されて結構です。御苦労さまでした。

次に、日程2、委員会の意見の取りまとめについてを議題といたします。

当委員会は、本日の委員会が最後の委員会となろうかと思っております。つきましては、委員会がこれまで調査してまいりましたことについて今定例会で報告を行うこととなりますので、この際意見の取りまとめを行いたいと思っております。

事前に報告の骨子案とこれまでの調査経過を取りまとめた資料を配付しております。報告の骨子案では、冒頭で被災状況を説明した後、委員会の開催状況を整理し、現状と課題を復興計画の三つの原則ごとにまとめております。そして、委員会意見については、これまでの調査での要望や国の動向等を踏まえた執行部に対する要請項目となっております。先ほどの執行部説明における質疑にかかわるものについては、委員の皆様から御意見があれば骨子案に反映することといたしたいと思っております。

これらを含め、委員の皆様から骨子案について御意見等はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○**佐々木大和委員長** 特に御意見がないようですので、骨子案をもとに報告を行うことと

し、詳細については当職に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木大和委員長 御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、その他でありますか、何かございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○佐々木大和委員長 ほかになければ、それでは先ほど申し上げましたが、本委員会の調査は本日をもって最後となるかと思っておりますので、この際一言御挨拶を申し上げます。

当委員会は、平成23年9月臨時会において設置されて以来、本日に至るまで付託事件につきまして終始熱心に調査を積み重ねていただきましたことに心から敬意を表する次第であります。

また、調査を通じ復興におけるさまざまな課題が明らかとなり、県議会として執行部に対し意見や要請を行うことにより、被災地の復興に向けた一つの推進力となりましたのも、委員各位の御協力によるものと深く感謝を申し上げます。まことにありがとうございました。

以上をもちまして本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。